

平成30年12月14日
四国電力株式会社

法令改正に伴う伊方発電所3号機
原子炉設置変更許可申請の補正書提出について

当社は、5月16日、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」等（以下「法令」という。）の改正に伴い、記載の適正化を行うため、伊方発電所3号機の原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会へ提出しました。（同日お知らせ済み）

その後、9月28日、10月31日に審査内容を踏まえ、記載の適正化を行い、原子炉設置変更許可申請の補正書を原子力規制委員会へ提出しました。（両日お知らせ済み）

12月12日に地震時における燃料被覆管の放射性物質の閉じ込め機能に係る原子炉設置変更許可をいただいたことから、この旨を取り込み、本日、改めて補正書を原子力規制委員会へ提出しました。

参考：法令改正の概要

- 1．柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の新規制基準適合性審査を通じて得られた技術的知見として、下記の3点が規制要求として追加された。（平成29年12月14日公布・施行、経過措置期限は平成31年1月1日以降の最初の施設定期検査終了日）

原子炉格納容器の過圧破損を防止するための対策
使用済燃料貯蔵槽から発生する水蒸気による悪影響を防止するための対策
原子炉制御室の居住性を確保するための対策

- 2．平成28年11月に発生した、地震による福島第二原子力発電所の使用済燃料貯蔵槽のスロッシング（水面揺動）で、放射性物質を含む水が流出した事象を踏まえ、放射性物質を含む液体を内包する配管、容器その他設備から当該液体があふれた場合においても管理区域外への漏えいを防止することが規制要求として追加された。（平成30年2月20日公布・施行、経過措置期限平成31年2月19日）

以上